平成２９年（フ）第１８号
愛媛県松山市桑原６丁目６番16号
破産者　宇田　重陳
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５６号
愛媛県今治市別宮町８丁目２番14号
破産者　大河　秀峰
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第５０４号
熊本市南区南高江４丁目１番18―13号　野越団地２Ｃ―１
破産者　中野　健二
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６８号
沖縄県那覇市字国場423番地２　古波蔵アパート302、開始決定記載の住所沖縄県糸満市字米須299番地
破産者　喜納八重子
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９３号
沖縄県那覇市若狭２丁目９番10号　エンブレム若狭３階
破産者　亀島　　司
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４７号
沖縄県那覇市字安里360番地26　201
破産者　米須　清泰
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３号
秋田県潟上市天王大崎字野沢181番地３
破産者　瀬下　　勇
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４６号
秋田市土崎港南３丁目12番33号　レジデンス田森105号
破産者　池田　智幸
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１号
岐阜県土岐市泉町大富274番地の６　アーバンハウス102号
破産者　宮前百申子
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第６８号
大津市大萱２丁目10番20号ハイム西川瀬田206号
破産者　佐橋　幸男
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３号
兵庫県佐用郡佐用町小山85番地１
破産者　森脇　英俊
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第３４号
広島県福山市瀬戸町長和668―１、住民票上の住所広島県福山市南手城町４丁目26番13号
破産者　山田　典郎（旧姓金岡）
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第２３０号
愛媛県松山市吉藤４丁目１番33号　パルテノン吉藤Ｃ102号、開始決定時の住所愛媛県松山市安城寺町350番地１　ドゥエル安城寺806号
破産者　福岡　昭彦
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４１号
愛媛県松山市喜与町２丁目４番地13　フローリッシュ大和502号
破産者　花田　一義
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８２号
高知市新本町２丁目15番13号
破産者　岡田　節代
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５５号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷624番地19、旧住所長崎県長崎市石神町18番11号
破産者　浦川　　隼
1　決定年月日　平成29年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９８９号
福岡県大野城市中３丁目３番13号
破産者　上市　　章
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７７９号
福岡市南区寺塚２丁目７番20―444号
破産者　松岡絵利子
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部